

謹賀新年 あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

## MIKURA.SR-OFFICE MONTHLY REPORT

みくれぽーと

2026.01



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

### 【特集】労働と人権

近年、企業活動において発生する人権問題が注目されています。政府も「ビジネスと人権」について行動計画やガイドラインを公表しています。労務管理の分野でも人権に配慮したルールが存在します。古くて新しい労働と人権の関係にスポットを当ててみました。

#### 労働法における主要な人権関連規定

法令等	関連規定	規定の概要
労働基準法	均等待遇（3条）	労働者の国籍、信条、社会的身分を理由に労働条件について差別的取扱いを禁止
	強制労働の禁止（5条）	暴行、脅迫、監禁等によって労働者を不當に拘束して強制労働させることを禁止
	最低年齢（56条）	15歳年度末未満の者の労働を禁止
	未成年者の労働契約（58条）	親等が未成年者の代わりに労働契約を結ぶことを禁止
安全衛生法	事業者等の責務（3条）	企業等に職場環境の改善や労働者の安全と健康を確保すること義務付け
男女雇用機会均等法	性別を理由とする差別の禁止（5・6条）	性別を理由とする募集、採用、配置、昇進・降格、教育訓練、定年・退職・解雇等の差別の禁止
労働組合法	不当労働行為（7条）	組合員に対する不利益取扱いや団体交渉拒否、労働組合への介入・支配等を禁止



#### ここがポイント

##### ● 5つの中核的労働基準

ビジネス分野における労働と人権は、ILO（国際労働機関）が定める**中核的労働基準**をベースとしています。①結社の自由と団体交渉権、②強制労働の禁止、③児童労働の廃止、④差別の撤廃、⑤労働安全衛生の**5つ**です。

上記の労働法令における各規定もこれらの基準を受けて具体化されたものと言えるでしょう。

職場の多国籍化が進んでいくなかで、国際競争力の強化策として人権尊重を意識した労務管理が求められます。

#### 労務Room Q & A

Q

法律的な義務以外の理由で職場で人権問題に取り組むメリットはありますか？

A

ビジネスの場面でも人権を配慮した対応を求めるケースが拡がっています。例えば、公共事業の入札や契約においても、人権尊重に関する取り組みを求める方針が決定されています。

公共入札に参加する企業は政府の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」も参照してみましょう。

## 101年目の労働社会保険

新年あけましておめでとうございます。昨年も「みくれば」をご愛読いただきありがとうございます。昭和最後の年（64年）は、年明けに昭和天皇が崩御したことで1週間ほどしかありませんでした。当時を生きた人は記憶によく残っていると思いますが、昭和最初の年も、大正最後の年のクリスマスに大正天皇が崩御したため、年末の1週間ぐらいしかありませんでした。

昭和元年は西暦では1926年。昨年は「昭和100年」ということで、世紀の歴史を振り返る企画を多く見聞きしました。昭和生れなら100から生年を引けば年齢がわかる便利で厄介な年でもありました。

100年前の労働社会保険制度は現在と全く違う状況でした。労働基準法は前身である工場法の時代で、最低就労年齢は12歳、1日の最長労働時間は12時間、休日の付与は毎月2日以上と定められていました。

社会保険も健康保険法が始まったばかりでした。戦後に労災保険法ができるまでは、業務上の傷病もカバーしていたそうです。恩給法を除いて年金制度はほぼ皆無でした。社労士制度が産声をあげたのも戦後です。

100年間の労働社会保険制度の発展を見ると先人の奮闘に脱帽するばかりです。101年目に向けてより良い制度を継承できるように場末の事務所から尽力したいと思います。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



## 【魚くん探知記】 今月の一尾

### 数の子：かずのこ

数の子の生産日本一の北海道留萌市には「数の子条例」なるものが存在します。お節料理の枠を超えて日常食として普及させていく理念が定められています。

アイヌ語でニシンを「カド」といい、「カドの子」が変じて、数の子となったのが語源とされています。“二親”から生まれる子ということで子孫繁栄の象徴として正月に欠かせない食材となりました。

魚卵にしてはプリン体が少ないため食事制限がある方でも数の子なせる縁起の良い食べ物です。

ただし塩分が多いので塩抜きは入念にしておきましょう。



## 【一劇必撮】 今月の一枚



明治丸

## 発行

### Mikura Labor & Social Security Attorney Office みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053  
東京都渋谷区代々木1-30-14  
天翔代々木ANNEXビルB1F  
TEL : 03-3370-3733  
FAX : 03-6300-4740  
URL : <https://www.mikura-sr.com>



mobile  
website

個人情報の保護に敏感です



S R P II 認証事務所



SECURITY ACTION  
自己宣言者



電子申請・情報セキュリティ  
宣言事務所